

第1章 概 要

1-1 背 景

無秩序な土地利用、生活インフラの絶対的な不足、公共投資の不足－1960年の独立後、「イボワールの奇跡」と呼ばれた年率8%の経済成長を支え、コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」と記す）の政治・経済の中心地として成長を遂げたアビジャンは、1990年代後半からの社会経済的混乱のうちに人口、資本、機能を管理できず現代都市に典型的な問題を悪化させ、現在、コートジボワールの復興、さらには地域の安定に課題を突きつけている。

アビジャンの現代都市計画の歴史は古く、独立前の1928年以降、4次にわたり都市成長に応じた計画策定が行われてきた。しかしながら、2000年代に入り、人口が約2倍に成長し、巨大な都市貧困層や大アビジャン圏の無秩序な拡大（500km²→750km²）を生み出し、最新の都市整備計画（1994年作成、2000年承認、2015年目標年次）に描かれた都市環境に大きな乖離が生じている。

2011年選挙後にワタラ政権が発足、国家開発計画（Plan National de Développement : PND）を定め復興へ始動し、今後の開発・発展のためには、これらの問題解決のために、2000年に策定された計画を分析・評価し、教訓を導き出したうえで、現状に即した都市整備計画の策定及びフイービリティ・スタディ（F/S）を速やかに実施することが喫緊の課題となっており、これらの問題解決のための総合開発計画の策定、計画実施のための人材育成が喫緊の課題であり、既存のマスタープランの評価・改訂を含む技術協力をわが国に要請した。

1-2 目 的

開発計画調査型技術協力「大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト」実施に向けて、以下の調査を実施した。

- (1) 調査スコープ確定のための協議及び現地調査
- (2) 本体調査スコープの合意、合意内容を含む討議議事録（Record of Discussions : R/D）の締結
- (3) 事前評価の実施

1-3 協議相手及び日程

付属資料2、3のとおり

1-4 団 員

担 当	氏 名	所 属
総括 / 都市計画 / 土地利用計画	垣下 禎裕	JICA 経済基盤開発部参事役
都市交通 / F/S	勝田 穂積	JICA 国際協力専門員
協力企画	小島 海	JICA 経済基盤開発部平和・都市・地域2課
通 訳	西山 明美	財団法人日本国際協力センター（JICE）

1-5 調査結果

(1) 迅速な案件の立ち上げ及びフランスとの調整

コートジボワール側との調整に先立ち、フランス開発庁（Agence Francais de Développement、以下 AFD）との本事業に係る調整を行い、重複の回避及び日本側の動きの共有を行った。双方における協力の工程、方針は表-1 のとおり。

表-1 AFD と JICA による都市計画分野に係る協力の現状

	現 状	AFD	JICA
コートジボワールからの要請・協力分野	重 複	都市計画・都市交通	都市計画・都市交通
現在の進捗	JICA が早い	Aid Memoire 作成済み。 コートジボワール側の返信待ち	採択済み。詳細計画策 定調査
協力開始予定時期	JICA が早い	2013 年第 2 四半期以降	2013 年 2 月
カウンターパート	AFD は地方分権化支援 方針	アビジャン特別区	建設衛生都市計画省
協力の中心	AFD はより具体的な事 業を想定	・各セクターの詳細計 画 ・事業を想定した計画	・大枠の都市マスター プラン ・都市交通マスタープ ラン

出典：ヒアリングを基に調査団作成

表-1 のとおり、事業の実施を前提とする AFD と、総合的に都市開発を志向する JICA の方針には基本的な相違があるものの、実際にプロジェクトを開始した場合には重複も想定される。詳細計画策定調査時点で AFD は都市開発分野に係る実施方針や実施時期を決めていないことから、AFD との役割分担をコートジボワール側に確認しつつも、今回で先方政府と詳細計画について協議することを双方が確認した。今後必要であれば TV 会議等も活用し、AFD と綿密な情報共有を図ることとした。

(2) 「マスタープラン」に係る認識のすり合わせ

日本の定義では「詳細都市計画」が細かな都市施設整備計画の策定まで含むため、当初対処方針ではコートジボワール側の要請のうち「詳細都市計画」はスコープ外とし、都市マスタープランのみをプロジェクト内容としていた。

しかしながらコートジボワール側から「詳細都市計画」策定の要請が再度なされたため、コートジボワール側の既存の「詳細都市計画」を確認したところ、日本ではマスタープランの一部として策定される①各地域の基本的整備方針、②基幹的な交通計画、③拡張 5 区における土地利用計画、④優先度の高い交通プロジェクトの F/S が「詳細都市計画」に含まれることを双方で確認し、R/D に明記した。

これに伴い、本プロジェクトは 2000 年に都市計画決定された都市マスタープラン（以下、

2000 年マスタープラン) の単なるアップデートではなく、それ以上の付加価値を含む協力内容となるため、当初要請時プロジェクト名(英名)の「Revision」を「Development」へと変更した。また、和名についても本プロジェクトが一部「用途地域指定」等マスタープランを超える内容を含むことからマスタープランより踏み込んだ都市整備計画と変更している。

変更後：大アビジャン圏都市整備計画策定プロジェクト

The Project for the Development of Urban Master Plan in Greater Abidjan

(3) プロジェクトサイト/裨益者

要請どおりアビジャン特別区 13 区に加えて周辺 6 区を含む大アビジャン圏を対象とすることとした。アビジャン特別区 13 区の土地利用は既に飽和状態にあり、2030 年を目標年次とした都市マスタープランを策定するためには衛星都市として拡張 6 コミューンを含むことが不可欠であり、現時点で開発済みの中心部ではなく拡張 6 区に関して利用計画を策定しておくことが肝要である点が先方より強調され、今後の開発を見据えた絵図を描くことはまさにマスタープランの役割ともいえることが確認されたことから、拡張 6 区を現地調査したうえで、日本側としてこれに合意した(図-1)。

なお、裨益人口に関しては最新の統計が 1998 年であり、正確な数字が存在せず、2013 年 6 月をめどに発表予定のセンサスを待って確定させることとし、現時点では「対象地域の住民」とした。

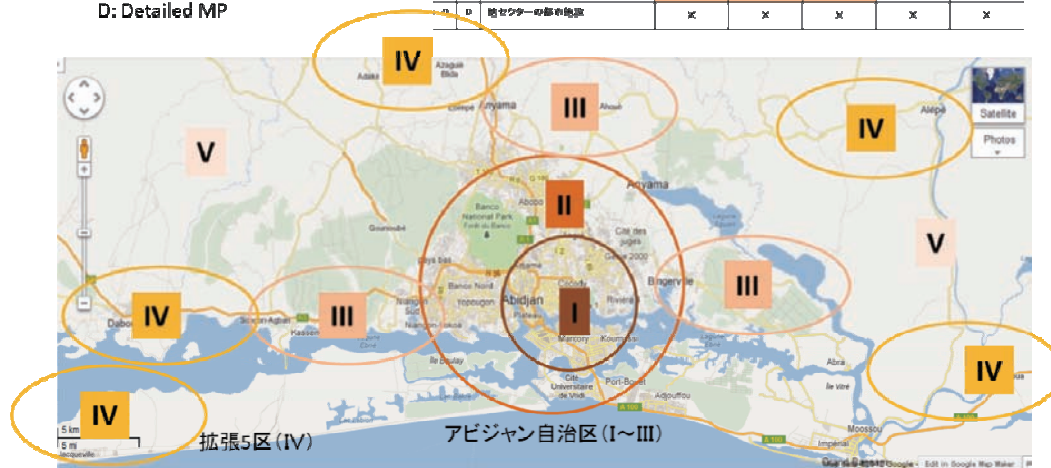
【表の見方】

○→本プロジェクトの策定対象
×→本プロジェクトの策定対象外
△→実施しつつ必要性を検討

色つき部分が本プロジェクトがカバーする計画策定内容

M: Urban Master Plan
D: Detailed MP

I	CI		I 既存中心 市街地	II 旧緑地の 市街地	III 新市街地 開発	IV 拡張5区 の市街地	V 未市街化 区域
M	M	都市圏の基本方針(フレーム)	○	○	○	○	○
M	M	広域的な土地利用方針	×	△	○	○	○
M	D	各地域の基本計画(フレーム)	×	○	△	○	×
M	M	新都市開発の方針(フレーム)/開発地	×	×	○~△	○	×
M	D	基幹的な交通計画	○	○	○	○	○
D	D	用途地域(地区レベルの土地利用方針)	×	×	△	○	×
D	D	交通プロジェクト計画(道路)	○	○	△	×	×
D	D	地セクターの都市計画	×	×	×	×	×



出典：Google map をベースに調査団作成

図-1 計画策定対象地域

(4) 建設衛生都市計画省をカウンターパートとする実施体制の確定

本案件は上記(1)及び(2)のとおり、案件の立ち上げを最優先事項として詳細計画策定

調査を実施したため、調査開始後に調査内容の詰めを改めて行う場面が生じる可能性が高い。したがって、実施中に迅速な意思決定ができるよう実施体制を確保した。メンバーの特定については、プロジェクト開始前までにコートジボワール側が JICA に対して行うこととした。

表－２ 実施体制

名 称	構成員	機 能
プロジェクト総括責任者	建設衛生都市計画省	プロジェクトの最終的な責任を負う。
プロジェクト実施責任者	建設衛生都市計画省	プロジェクトの実施において日常的な管理を行う。
プロジェクト実施ユニット	建設衛生都市計画省、アビジャン区、国立研究機構、JICA	プロジェクトを実施する。
ステアリング・コミッティ	大統領府、首相府、及び関連省庁	最終意思決定を行う。基本的にはプロジェクト終了後、最終的に成果品に対して都市計画決定を行う。プロジェクト実施中特筆すべき問題があった場合、本コミッティに審議する。
合同調整委員会(JCC)(モニタリング・評価委員会)	関連省庁、アビジャン区、周辺 6 コミューンが属する郡、コミューン、JICA	プロジェクトの進捗管理及び承認を行う。

出典：調査団作成

(5) 地方への権限委譲及び移譲の現状について

上記 (4) の実施体制明確化にあたり、コートジボワールにおける地方自治制度の仕組みを明らかにした。現在移行期にあり、5 層の委譲システムと 2 層の移譲システムが同居しており、実態として地方における中央のプレゼンスを強化する委譲の動きが強いことが明らかになった。移行期にあるものの、本プロジェクトにおけるパブリックヒアリングの取りまとめに関しては、制度上も実態上も県知事が適当であり、これらのメンバーは 2013 年の地方選挙後、すなわちプロジェクト期間中において変化しないことが確認された。

表－３ コートジボワールにおける権限委譲のシステム

	行政階層	トップ	配置状況	省庁出先	数
1	ディストリクト	知事（任命）	今後	今後	12 + 2
2	レジオン（州）	州知事（任命）	○	有	31
3	デパルトモン（県）	県知事（任命）	○	有	95
4	スウプレフェ（郡）	郡知事（任命）	○	有	497
5	ビラージュ（村）	村長	○	無	8,000

出典：ヒアリングを基に調査団作成

※ディストリクトは2013年2月以降設置予定。知事は国務大臣と同レベルとなる予定。アビジャン及びヤムスクロは“District Autome”となる。

表－４ コートジボワールにおける権限移譲のシステム

	自治体階層	配置状況	数
1	レジオン（州）	州議会の議長（選挙）	31
2	コミューン	市長（選挙）	197

出典：ヒアリングを基に調査団作成

(6) 技術協力の考え方及び日本の強みを生かした協力内容について（都市交通の視点）

2004年から7年間の中断期間があるものの、コートジボワール側は社会経済混乱前のJICAの技術協力による記憶及び複数回にわたる本邦研修の経験があるため、カウンターパートの配置、キャパシティ・ディベロップメントの考え方、先方負担事項に関しては十分な理解が得られた。

あわせて、日本の経験を生かした都市交通の視点をより活用した都市計画策定の手法に理解を示した。

一方、計画開発省からは、国家開発計画（PND）の都市計画分野では衛生及び住居の改善が掲げられていることから、これらの2セクターに係るマスタープランの策定が要請された。これに対しては日本側から、将来の協力を妨げることはないが、本協力では最も緊急性の高い上位の枠組み策定及び人口増加プレッシャーの対応に効果的である都市交通の視点をを用いることを説明し、先方より合意を得た。

(7) 地形図コンポーネントの一部実施

現在アビジャン圏の地形図作成が予定されているが、本プロジェクトと同時期に地形図作成を開始した場合、都市マスタープラン作成に必要な時期に地図が完成しないことから、本プロジェクトにおいて、都市マスタープランへの活用を主目的としたロースペックの地図を作成することで合意した。

(8) 環境社会配慮について

F/Sは実施可能性を検討するものであって、本詳細計画を通じて具体的な対象を決めるものではない。したがって、採択時どおり環境社会配慮Bを前提として、環境社会面の法制度概要の調査、本格調査における環境社会配慮の本格調査の内容（案）の作成及び情報公開資料（英文）の作成を行った。

1－6 団長所感

(1) アビジャン都市圏の概況

1) 市街地の拡大とラグーン地形

内陸深く入り込むラグーンにより、アビジャン都市圏の都市空間がいくつものクラスターに分割されている。このため隣接するクラスター間の移動にはラグーンがその障害と

なる一方、行政の有効なコントロールが機能している限りは、秩序だったコンパクトな都市の発展に有利な環境ともいえる。例えば中心市街地プラトーコミュニティ及び接続するコミュニティであるココディコミュニティなどは、秩序だった市街地平面が広がっている。

2) 道路空間を中心とする公共空間

後述するように空間計画を中心とする都市政策を採用してきたこととも深く関係するが、秩序だった市街地平面が広がる地区においては、道路をはじめとして非常に余裕のある空間配置がなされている点は特筆に値する。また、社会経済混乱等による混乱期を経ているにもかかわらず、道路を中心としてインフラの毀損は極めて限定的といえる。

この点は、アジアを中心に多く見られる、高いコストをかけた後追いのインフラ整備が余儀なくされる都市とは大きく異なっている。

3) 著しい地区間格差

コミュニティによって都市空間の環境に著しい格差が存在する。特にアボボコミュニティ、ヨプゴンコミュニティ郊外部は無秩序に開発された都市空間や劣悪な都市環境が卓越している。こうしたコミュニティは、スラム街が地域に存在するという態様ではなく、前述のクラスター単位で区域全体の都市環境が劣悪な状態に置かれている。

この理由として、建設衛生都市計画省や住宅促進省の担当官は、計画的な都市整備以前にスプロール的開発に侵されたためと述べている。また、混乱時期に多数の住民が流入したという要因も大きいものであったことも想像に難くない。

一方で、前述のプラトーコミュニティやココディコミュニティとの格差は極めて大きく、内陸部にありラグーン等による地形的境界がなく無秩序な市街地拡大の障壁が低い（アボボコミュニティ）、また中心市街地との交通アクセスが良好でない（ヨプゴンコミュニティ）など、僅少な条件の違いが著しい都市環境の格差のトリガーとなっている可能性も考えられる。

(2) 都市政策の現状

1) 空間計画偏重の都市計画

コートジボワールの都市計画制度は、土地利用計画制度を重視するフランスの制度に酷似している。2000年に策定された都市マスタープラン及び詳細都市計画では、詳細に空間計画等を描出しており、制度としては一定の水準にあるものと考えられる。

しかし、先方との協議に際して、また計画書面等からは、本来計画策定の前提となる対象地域や地区の整備、開発、保全の基本的な考え方や方針の存在は感じられず、根拠が希薄な空間計画をもって、都市計画マスタープランや詳細都市計画としている可能性が高い。

2) 都市戦略の不在

良好な都市環境という視点に加え、コートジボワールの経済首都として国全体さらには西アフリカ地域の経済の牽引車となることがアビジャン都市圏には期待されている。このため明確な都市の成長戦略をもつかは重要なカギとなる。しかしコートジボワール政府の現時点の認識としては、具体的な内容を伴わない表面的な「戦略」という概念にとどまっ

ている。

3) 低所得者層を対象とした社会政策としての都市政策の不在

低所得者層を中心として劣悪な環境の市街地が広がることは、健全な地域の発展、社会的な安定にとって大きなリスク要因となる。住宅政策は都市政策のみならず社会政策としても重要であるが、こうした社会階層を対象とした住宅政策は極めて希薄である。このことは先方も重要な政策課題と認識しているものの、有効な対策はとられていない。

第2章 都市計画

2-1 都市圏の概況

アビジャン都市圏はラグーン地形にあり、市街地は内陸側、湾央砂州、バリアー（海岸外州）に分散して発達しており、市街地はおおむね約 25km 四方の範囲の中に及ぶが、水域や国立公園（保全地域）が相当の割合を占める（図－2）。



出典：Google map を基に調査団作成

図－2 アビジャン都市圏

2000 年には約 300 万人だった都市圏人口が、2011 年には約 430 万に膨れ上がっているとの推計（表－5）もあり、社会経済混乱等による混乱期にアビジャン都市圏に流入した人口は相当な規模に上ったものと考えられる。正確な人口は不明であるが（2012 年 11 月現在）、現在国勢調査が実施されており 2013 年 3 月に結果が判明する予定となっている。

表－5 アビジャン都市圏の人口の推移（単位：万人）

年	1960	1970	1980	1990	2000	2010	2011
人 口	20	50	140	210	300	420	430

出典：World Urbanization Prospect, The 2011 Revision, UN-DESA を基に調査団作成

都心にあるプラトーコミューンが古くからの中心市街地と想定されるが、同コミューンから空港に向かって広がる旧来から中心的だったと考えられる市街地間は橋梁によって連絡されている。一方で、その他の市街地は全体的に水域によって分断されている傾向が強い。例えば、後年になって開発が進んだと思われる中心市街地の東側に広がるココディコミューンや西側に広がるヨブゴンコミューンとプラトーコミューンの間を結ぶルートは、入り江を回避するため実質各 1 本しか存在していない。また、陸上交通によって結ばれていない西側バリアー地域は、市街地に近接しているにもかかわらずほぼ未利用地となっている。

既成市街地の外郭は比較的明瞭であり、市街地の外側はプランテーション・農地やその跡地とおぼしき空間、自然林を中心とする土地利用形態となっている。ただし、中心市街地から海岸沿いに東側方向については、隣接都市であるグランバッサムまで都市的土地利用がおおむね連担している。

各方向に隣接する都市の市街地部は、アビジャン既成市街地の外郭からいずれも 10 ～ 30km 程度離れているが、こうした地域を包含するエリアを大アビジャン圏として本案件の対象としている。

2-2 市街地の概況

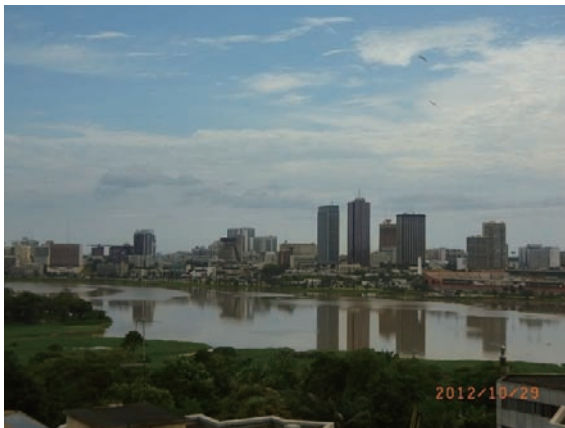
(1) 明確な「都心核」の存在、コンパクトな都市

プラトーコミューンは中高層建築物が集中し土地の高度利用が進んでいることが分かる。行政・経済機能等の都市機能も同コミューンへの集積が見られ、明確に都市圏の核となっている。また、400 万都市である（とすれば）ことを踏まえると、市街化されている地域はともに比較的コンパクトであるといえる。また、既成市街地の外郭は比較的明瞭である。

プラトーコミューン（Central Business District）、トレッシュビルコミューンから南側バリアーにかけて（港湾・工業的土地利用）、ココディコミューン（住宅系土地利用）は比較的用途の純化が見られるが、それ以外のコミューンは各用途が混在している。

(2) 主な市街地地区の概況

また、プラトーコミューンをはじめとする旧来からの市街地や、規制が有効に機能した条件下で市街化が進んだと考えられるココディコミューンなどは、基礎的なインフラが一定水準以上にあることがうかがわれ、良好な市街地環境が維持されている。



土地の高度利用がなされているプラトー



比較的良好な市街地環境のココディ東部

一方、社会経済混乱の混乱期に行政の規制が及ばないまま市街化が進んだとされる、アボボ、ヨブゴンコミューンなどでは基礎的なインフラの欠如、無秩序な土地区画、劣悪な建築物（バラック住宅）に見られる著しく劣悪な市街地環境が広範囲に広がっている。



インフラの荒廃も進む劣悪な市街地環境地区
(アニヤマコミュニティ)



劣悪な市街地環境の沿道（アジャメコミュニティ）

(3) 著しい市街地環境の地区間格差

前述のように、地区間で著しい格差が存在することがアビジャン都市圏の大きな特徴といえる。前述のプラトー、ココディといったコミュニティは都市計画行政が一定程度機能したことがうかがえるが、アボボ、ヨプゴンといったコミュニティではほとんど機能しなかったといえる。この両極端ともいえる市街地環境の格差の存在は、もちろん社会経済混乱等によることも多分にあると考えられ、都市行政の責に帰すことは必ずしも適当ではない。一方で、アボボ、ヨプゴンコミュニティはいずれも 2000 年都市整備計画では既に既成住宅街区として認識されていることは指摘されるべきであろう。

2-3 都市整備行政

国土整備・空間整備行政は明文的には階層的な制度にはなっていないことが想定されるが、一方で各政府機関の間では、PND など全国的な観点に基づく政策・計画を最上位として、これに整合するよう都市計画、更に都市計画の下、インフラ整備計画、住宅政策、運輸・交通政策と、上下流の関係の下、それぞれの行政が進めるべきものの認識が共有されている。

中央政府における担当機関は、それぞれ表 6 のようになっている。特に計画開発省は、各省庁が策定する計画が全国的な計画に合致するかどうかの審査機能を有するとされている。

表 6 都市行政に関係する中央省庁

機 能	担当省庁
PND など全国レベルの計画	計画開発省
都市計画	建設衛生都市計画省
インフラ整備政策、計画	経済インフラ省
住宅政策	住宅促進省
運輸・交通政策	運輸省

出典：ヒアリングを基に調査団作成

現在、コートジボワール政府は、政府の地方行政制度や地方自治体を再編成する地方分権・分散改革を進めており、2013年2月完了を目標としている。グランバッサムコミューンを除く既存のアビジャン都市圏の圏域は政府機関であるアビジャン自治区の行政区域に包含され、都市行政を含み地域行政は同自治区が一元所掌するとされている。しかし、同自治区のキャパシティや中央省庁の方針などから、実務上は必ずしも明確に整理され得ない可能性がある。

2-4 都市計画制度

(1) 都市計画法

コートジボワールの都市計画制度は、都市計画法（法律 no62-253、1962 年）によって定められており、広域的に長期的な計画を定める都市計画マスタープラン（Plan d'Urbanisme Directeur）とコミューンごとの詳細な空間計画・都市施設計画等から成る詳細都市計画（Plan d'Urbanisme de Detail）の2階建て構造となっており、フランスの制度の影響を色濃く受けていることが分かる。

同法は、次のような構成となっている。

- 都市計画マスタープラン及び詳細都市計画の内容
- 計画策定及び承認手続き
- 開発許可等都市計画制限に係る事項
- 都市計画の修正手続き

また、開発行為について、同法では都市計画との整合性を要求していること、都市計画が定められている区域内の開発は許可制と定めていること等、制度上は「建築可能性の制限の原則」の考え方に立脚していることがうかがえる。

なお、同法律上、都市計画マスタープラン並びに詳細都市計画にて定めることとされている内容の概略は、表-7、表-8のとおりである。

表-7 都市計画マスタープランが含む内容の概要（都市計画法第4条）

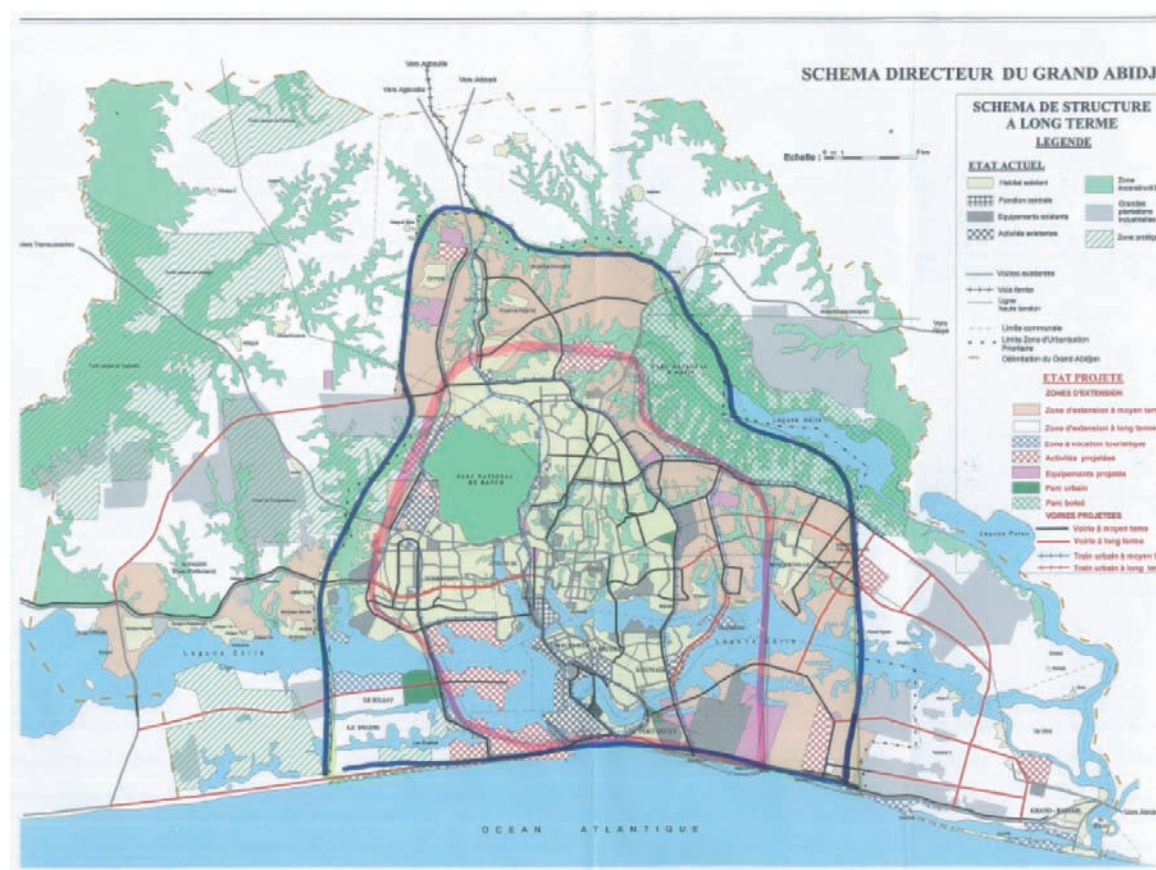
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 用途に応じたゾーニング● 基幹的な道路計画（1級道路基本計画）● 公共施設またはオープンスペースのための保全用地● 森林保全地区● 詳細都市計画を策定すべき区域の指定● 水、電気、衛生に係る基本計画 |
|--|

表-8 詳細都市計画が含む内容の概要（都市計画法第5条）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">● 土地区画の用途● 区画の望ましい人口密度● 主要及び第2次道路網図● ユーティリティ、公共施設、オープンスペースの配置● 給水、配電、衛生施設の草案● 建築規則● 事業計画の概要及び優先順位● 事業実施に必要な公的資金積算 |
|--|

(2) アビジャン都市圏における都市計画

具体的な都市計画の内容については、2000 年マスタープランは、既存の土地利用（住宅区域、建設制限区域、中心市街区域、大規模プランテーション・工業区域等）、既存の都市施設（道路、鉄道、高圧送電線）、市街化の優先区域、中期・長期の市街地拡張計画区域、中期・長期の道路・鉄道計画線を図面にて規定している（図－3）。



出典：大アビジャン圏都市計画（2000年承認）

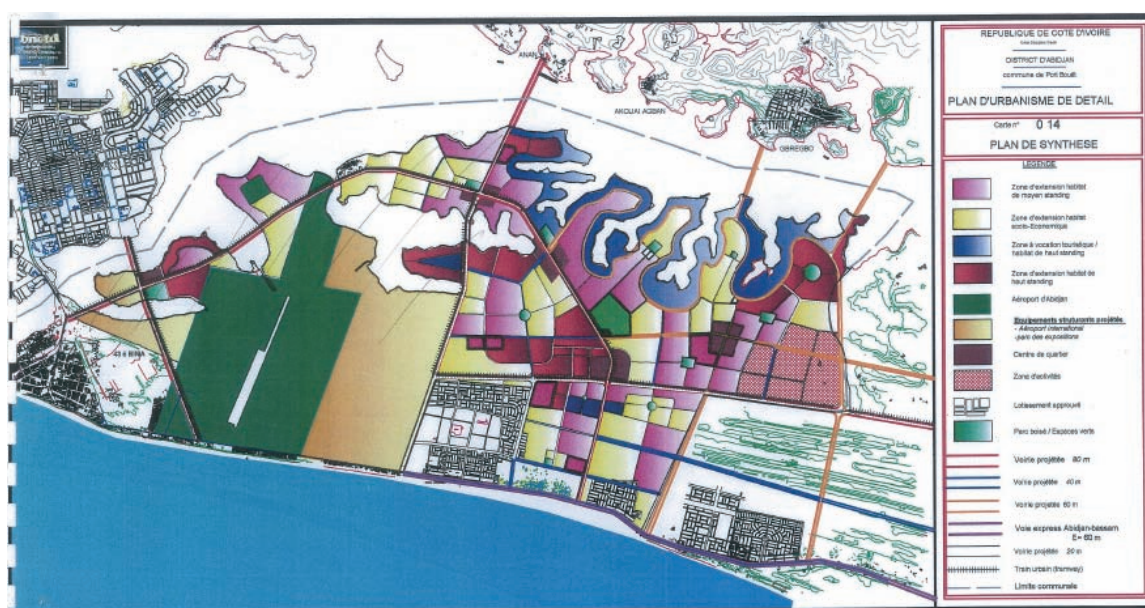
図-3 2000年マスタープラン

また、詳細都市計画については、アビジャン都市圏の南東部にあるポートブエコミュンの例（2007年）を見ると、将来・現況別の用途地域に相当すると考えられる土地利用計画、都市計画道路線などを図面として定めており（図－4、図－5）、わが国の都市計画図書に含まれる総括図、計画図に近いイメージのものといえる。



出典：ポートブエコミューン詳細都市計画

図－４ 詳細都市計画の一例（ポートブエコミューン①）



出典：ポर्टブエコミューン詳細都市計画

図-5 詳細都市計画の一例（ポートブエコミューン②）

具体の計画策定の例からは、法に定める内容が必ずしもすべてカバーされているわけではないことが分かるが、緻密な絵図は描かれているといえる。

2-5 都市・住宅開発

(1) 開發行為

開発の流れを概観すると、

- ① 土地の用途、区画割り、道路等の計画線を都市計画で定める
- ② 計画に基づき、公的主体は道路、給水、配電などの基礎的な都市施設を整備する
- ③ 以後の具体の建築行為は民間セクターに委ねる

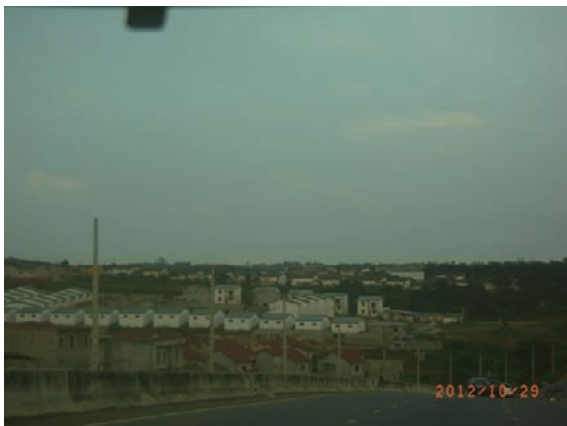
という流れとなっているとされる。これは、あくまで低未利用の土地を対象として、市街化の詳細の絵姿まで想定した計画を策定、インフラの整備がなされたうえで開発がなされることを前提とした流れといえる。もっとも、明らかに②が進捗していないにもかかわらず、③の建築行為が進められている開発事例（土地区画は順守しているとは想定する）も見られ、実態的には乱開発は容易に行われるものといえる。

また、既成市街地のリハビリを想定した制度は存在しない。このため、既成市街地を開発しようとする、開発者は自ら土地を買い集めたうえで開発行為を行うこととなる。ヨブゴンコミュニティの既成市街地において、数年前から政府系企業により土地の買収による約2,600戸の住宅を供給する事業が進められている例もあるとのことだが、相当程度の困難さを伴う事業であることは政府担当者も認識している。

(2) 住宅政策

住宅開発についても同様に上述のプロセスによって供給され、公的主体による直接供給は一過去には行われていたようであるがー現在はない。政府による住宅供給支援は、土地供給、開発デベロッパに対する税制上の優遇措置、住宅融資に対する支援による入手しやすい住宅の供給促進策にとどまっている。量的にもアビジャン地域で約15万戸の供給が不足しているとされているほか、低所得者層を対象とした適切なシェルター政策も存在しない。

一部ブラック地区を対象として給水・配電施設、学校建設等を進める「脆弱地区再開発事業」が実施中とされている。居住環境の向上効果は期待できるものではあるが、市街地の全体的な姿が抜本的に改善されるものではなく、既成市街地に対する都市行政として主流の施策になるとは考えにくい。



バンジャビルの住宅開発。一見整然とした開発だが、区画道路が整備されていない



ヨブゴン北部郊外部での住宅開発。草原地帯に突然現れる開発。土地利用の方針は不明だが、接続する幹線道路は貧弱

2-6 都市計画の課題

現在のアビジャン都市圏の状況を踏まえたコートジボワール政府側の都市計画行政に係る問題意識は、おおむね次の2点と考えられる。

- 現在の無秩序・劣悪な開発の存在：マスタープラン不在のまま開発が進んだ、マスタープランどおりの開発が実行されなかった
- 今後の都市圏の姿：都市圏の拡大により開発余地（市街地平面）が不足しており都市圏を外郭に拡大することが必要

特に今後の方向性について、既成市街地の再編成・再開発を主たる手法とするアプローチはコートジボワールの現状を踏まえると現実的とはいえず、人口増大圧力に対応するために一定の市街地の拡大は不可避と考えられる。

一方で、「計画なくして開発なし」型の都市計画制度を採用しながら十分に機能しなかった背景として、また将来的な都市圏の拡大を計画していくにあたり、単なる行政のキャパシティ不足にとどまらず、計画行政として大きく次の3点の課題に取り組むことが必要と考えられる。

(1) 都市の将来の姿についての戦略策定の必要性

既存の都市計画は、都市機能の配置方針、整備方針、優先順位の考え方等の裏打ちをもたず、あたかも「絵画」として空間配置計画を図化しただけという色彩が強い。もちろん都市圏が比較的コンパクトである間は問題となる可能性は高くない。しかしこうした都市の整備戦略を欠いたままの市街地拡大の進行は、基礎インフラの不足、拡散した市街地、市街地環境の悪化、都心部への一極集中と渋滞等交通問題の悪化など典型的なスプロール問題に直結する可能性が高い。

(2) 定量的視点に基づく都市交通問題へのアプローチの必要性

現在の都市計画においても、人口フレーム等一定の定量的分析を背景に置いている。しかし都市圏の拡大に伴いその量的処理が重要な問題となる都市交通について、基本的な方針や具体の対策について計画としての妥当性や実行可能性などについて検討がなされた形跡をみることができない。

量的処理やモードの適切性、実行可能性など、「絵画」的な交通計画ではなく定量的な分析に基づく都市交通計画を都市計画の一環としてビルトインしていくことが不可欠と考える。

(3) 開発行為の実効的規制手法の必要性

例えばアボボコミューンの現状は、行政によるインフラ整備等の有無にかかわらず人口流入を背景とした典型的な乱開発の結果と考えることができる。都市計画の観点からは、計画に準じた都市整備が確実に実施されるよう開発に係る有効な規制・誘導手法が必要である。

一方、低所得者層等による半ば自然発生的な市街化については、効果的な制御手法が乏しいこともあり、これを抑止することは大きな困難さを伴うことはいうまでもない。しかし、都市圏を指向するにあたっては、例えば後述する適切な住宅政策との連携など、いわゆるスラム化を抑止できるような施策を並行して検討する必要がある。

また、都市計画行政そのものではないが、都市圏の健全な発展の観点からは次のような点も課題として存在すると考えられる。

(4) 低所得者層向け住宅政策の開発の必要性

現在有効な対策がとられていない低所得者層への効果的な住宅提供政策が必要であると考えられる。都市圏住民の基礎的な居住環境の確保の観点に加え、ブラック地区となっている地域の改善による市街地環境の改善とあわせ、今後の都市圏の拡大にあたってブラック地区の拡大再生産の抑止の観点からも重要となる。

(5) 既成市街地への対策アプローチの開発の必要性

アボボコミューンに見られるような都市圏内に存在する既成の劣悪な環境の市街地を放置しておくことは、単なる都市計画行政の課題としてではなく社会問題としての深刻さを増すことになる。既成市街地に対する何らかのリハビリ対策の必要性は高いと考える。